

(参考)「講じた措置」の例

主な「講じた措置」については、以下のとおりです。

1 概ね改善済み

監査意見の概要	講じた措置（対応状況）の概要
公益財団法人三重県動物管理事務所（医療保健部） 貸借対照表の公告が行われていなかったため、今後、適正な事務処理に努められたい。	貸借対照表の公告を、指摘後速やかに行いました。今後は適正な事務処理を行うよう努めます。

※貸借対照表の公告が行われたことから、評価は「概ね改善済み」としました。

監査意見の概要	講じた措置（対応状況）の概要
社会福祉法人鈴の音会（医療保健部） （所管部局に対する意見） 交付要領に定める各種書類の提出期限を独自に設定するなど、交付要領に沿った事務手続がなされていない事案があったため、適正な事務処理に努められたい。	平成 29 年度は、結核健康診断補助金交付要領に基づく各保健所事務処理状況の調査を行いました。その結果、同様の事務処理誤りは他にはありませんでした。 この結果を踏まえ、平成 30 年 4 月の会議では、交付要領に基づく適正な事務処理を行うよう、各保健所の担当者に周知徹底を図りました。さらに、再発防止のため、4 月中に各保健所から補助事業者に対して、通知文書等により適正な事務手続を行うよう周知しました。 今後も指導、助言等を行い、適正な事務処理に努めます。

※交付要領に沿った事務手続がなされるよう取り組んだことから、評価は「概ね改善済み」としました。

2 改善が進んだ

監査意見の概要	講じた措置（対応状況）の概要
一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 [三重県母子・父子福祉センター]（子ども・福祉部） 基本協定書の成果目標について、就業支援講習会参加者数や就業実績等、目標を下回っているものがあるので、目標達成に向けて現状を分析のうえ、講習内容の充実や制度の周知を図ることなどにより、目標が達成できるよう努められたい。	就業支援講習会については、平成 29 年度よりパソコン研修（ワード、エクセル）に加えて、新たに初級簿記研修等を開催するとともに、受講しやすいように昼と夜の部を設けたことから、参加者数が大幅に増加し、成果目標を達成することができました。 一方、就業実績については、平成 29 年度は 12 件となり、28 年度の 8 件から増加しましたが、求人の少ない子育てとの両立が図りやすい日勤の事務職の希望が多いこともあり、成果目標を達成できていない状況にあります。 就業実績の拡大に向けては、就業支援員の企業訪問等により、ひとり親家庭の親の就業に理解のある企業の求人登録を働きかけます。また、児童扶養手当の手続の際に当センターの利用を案内してもらうとともに、就業支援講習会参加者に求職登録を推奨することで、求人求職登録の増加を図ります。さらに、地域の母子・父子自立支援員に対して、就業関係の研修を充実させるなど、就業支援体制の強化を図ります。 併せて、登録済の求職者に就業決定の際の報告を徹底

	するなど、就業者数の正確な把握に努めます。
--	-----------------------

※[]は管理する公の施設名

※平成 28 年度に目標を下回っていた 3 項目の 29 年度の目標達成状況については、次のとおり、1 件は引き続き目標を達成できませんでしたが、2 件は目標を達成されたことから、評価は「改善が進んだ」としました。

- ・就業実績：目標 30 件、実績 12 件
- ・相談（就業・生活等）件数：目標 300 件、実績 369 件
- ・就業支援講習会参加者数：目標 60 人、実績 90 人

なお、その他の 2 項目（ひとり親家庭情報交換会開催回数、母子・父子自立支援員研修回数）は、引き続き達成されています。

3 改善に向けて取り組んだ

監査意見の概要	講じた措置（対応状況）の概要
<p>一般財団法人三重県交通安全協会[三重県交通安全研修センター]（環境生活部） （所管部局に対する意見）</p> <p>事業報告書の提出期限について、基本協定書には、三重県交通安全研修センター条例よりも遅い期限が定められているので、条例と基本協定書の整合を図られたい。</p>	<p>監査指摘後、事業報告書を事業年度終了後 1 カ月以内に提出することができるよう平成 29 年度中に決算処理事務を見直し、事業報告書の提出期限を条例と整合する「毎事業年度終了後 1 月以内」とする内容の変更基本協定を 30 年度中に締結する予定です。</p>

※[]は管理する公の施設名

※平成 30 年度中に、条例と整合するよう基本協定書の内容変更を予定していることから、評価は「改善に向けて取り組んだ」としました。

監査意見の概要	講じた措置（対応状況）の概要
<p>特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター[三重県上野森林公園]（農林水産部）</p> <p>団体が管理する文書の件名について、情報公開実施要領に基づく公表がされていなかったため、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成 30 年 9 月中に県指定管理者の情報公開実施要領に基づき、森林公園及びセンターの主要な事務所において、書面により公表します。今後も情報公開実施要領に基づいて公表するとともに、情報公開の制度についてはホームページで利用方法について広く周知を図ります。</p>

※[]は管理する公の施設名

※平成 30 年 9 月中に、情報公開実施要領に基づく対応を予定していることから、評価は「改善に向けて取り組んだ」としました。